

東京都犯罪被害者等支援条例の構成に関する 基本的考え方（案）について

【目的及び基本理念について】

1 目的及び基本理念

- 世界に開かれた成熟都市として、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
- 犯罪被害者等は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している。
- 国、都、区市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力し、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく総合的に提供する。

【都及びその他の関係者の責務について】

2 都の責務

- 国、区市町村、民間支援団体との役割分担を踏まえ支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 区市町村への情報の提供、助言等の支援をする。

3 都民の責務

- 犯罪被害者等の状況や支援の必要性の理解に努める。
- 二次的被害への配慮に努める。
- 都の施策への協力に努める。

4 事業者の責務

- 犯罪被害者等の状況や支援の必要性の理解に努める。
- 二次的被害への配慮に努める。
- 都の施策への協力に努める。

5 民間支援団体の責務

- 専門的な知識及び経験を活用した支援の推進に努める。
- 都の施策への協力に努める。

【推進体制等について】

6 支援計画の策定

○支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画を策定する。

7 総合支援体制の整備

○国、区市町村、民間支援団体等と連携・協力し、支援を推進するための総合的な支援体制の整備に努める。

【基本的な施策について】

8 相談及び情報の提供等

○各般の問題についての相談への対応、必要な情報提供及び助言、支援に精通している者の紹介等を行う。

9 心身に受けた影響からの回復

○心身に受けた影響から早期に回復できるよう、その心身の状況等に応じた保健医療サービス及び福祉サービスの提供等を行う。

10 安全の確保

○再被害及び二次的被害を防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導等を行う。

11 居住の安定

○居住の安定、再被害及び二次的被害の防止を図るため、一時的な利用のための住居の提供等を行う。

12 雇用の安定

○雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等の状況及び支援や二次的被害防止の必要性について事業者の理解を深めるための啓発等を行う。

13 経済的負担の軽減

○経済的な助成に関する情報の提供及び助言等を行う。

14 都内に住所を有しない被害者への支援

○都内に住所を有しない者（通勤・通学者や旅行者等）に対し、民間支援団体と連携し、相談、必要な情報の提供等を行う。

15 都民の理解の増進

○犯罪被害者等の状況及び支援や二次的被害防止の必要性について都民の理解を深めるための広報、啓発等を行う。

16 民間支援団体に対する支援

○民間支援団体の支援の推進に向けた情報の提供、助言等を行う。

17 人材の育成

○支援を担う人材に対する研修の実施等を行う。

18 個人情報の適切な管理

○支援における犯罪被害者等及び関係者に係る個人情報を適切に管理する。